

(様式2)

計画作成年度	令和5年度
計画主体	菊川市

## 菊川市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名	菊川市役所 建設経済部 農林課
所在地	菊川市堀之内61番地
電話番号	0537-35-0938
FAX番号	0537-35-2114
メールアドレス	nourin@city.kikugawa.shizuoka.jp

## 1 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ハクビシン、カラス
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	静岡県菊川市

## 2 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

### (1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害数値	
		面積（a）	金額（千円）
イノシシ	水稲	51	606
	野菜、いも類	32	1,710
	工芸作物	42	496
	その他	0	0
	合計	125	2,812
ハクビシン	水稲	12	142
	野菜、いも類	22	1,183
	果樹	3	223
	その他	1	6
	合計	38	1,554
カラス	水稲	9	105
	野菜	14	820
	果樹	1	69
	工芸作物	1	13
	合計	25	1,007
合計		188	5,373

(2) 被害の傾向

本市は、静岡県の中西部に位置し、東は牧之原市、西は掛川市、南は御前崎市、北は島田市に接する。平成17年1月17日に北部に位置する旧菊川町と南部に位置する旧小笠町が合併して誕生した。

本市では、主にイノシシ、ハクビシン、カラス等の鳥類による農作物被害が確認されている。被害の種類としては、食害や作物の踏み倒し、農地の掘り返し等が見られている。被害量は減少傾向にあるものの、年ごとの変動が大きく、被害地域は山間地のみならず民家の周辺の農地へも広がっている。

①イノシシ

平成17年頃から、イノシシによる農作物の食害や踏み倒し、農地の掘り返しがみられるようになって以来、被害地域は拡大している。

市北部で水稻、野菜、いも類の食害や、茶園の法面の崩壊、畝間の掘り返し等の被害が発生していたが、近年は市南部でも同様の被害が発生している。また、集落への出没もたびたび見られ、人的被害も危惧される状況である。

②ハクビシン

近年ハクビシンの被害が深刻化しており、市全域の畑や家庭菜園においてトウモロコシやスイカ、イチジク等の食害が発生している。また、民家の屋根裏や縁の下に侵入して糞尿汚染するなど、生活環境被害も与えている。

③カラス

市全域の農地において野菜と果樹を中心に様々な被害が発生している。また、市街地を中心に電線や家屋等へ群れでとまり、糞害や騒音など生活環境被害も与えている。

(3) 被害の軽減目標

イノシシについては、被害が拡大している地域を中心に捕獲と防除の両面からの被害軽減に努め、被害面積、被害金額ともに過去5年間の平均値から1割の減少を目標とする。ハクビシン及びカラスについては、近年被害が急速に拡大している状況を踏まえ、被害面積、被害金額ともに令和4年から1割の減少を目標とする。

指標	現状値（令和4年度）		平均値（過去5年間）		目標値（令和8年度）	
	面積(a)	金額(千円)	面積(a)	金額(千円)	面積(a)	金額(千円)
イノシシ	125	2,812	200	3,359	180	3,023
ハクビシン	38	1,554			34	1,399
カラス	25	1,007			23	906
合計	188	5,373			237	5,328

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>①菊川市有害鳥獣被害防止対策事業費補助金の交付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会等が猟友会等へ依頼して行うイノシシ以外の有害鳥獣捕獲事業に対し、依頼に係る経費の2分の1以内で5万円を限度に補助金を交付している。</li> <li>・狩猟免許（わな猟免許）の新規取得希望者に対し、免許取得に係る経費の2分の1以内で8千円を限度に補助金を交付している。</li> </ul> <p>②有害鳥獣捕獲業務委託</p> <p>イノシシの有害鳥獣捕獲業務を小笠原猟友会菊川支部へ委託している。</p> <p>③箱わなの貸出</p> <p>菊川市有害鳥獣対策協議会の備品として購入した箱わなを被害防止目的の捕獲従事者へ貸し出している。</p> <p>④研修会の開催</p> <p>県や猟友会と連携し、猟友会員を対象とした捕獲技術研修会を開催している。</p> <p>⑤総合対策交付金の活用</p> <p>鳥獣被害防止総合対策交付金緊急捕獲活動支援事業を活用し、捕獲活動経費の補助をしている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・猟友会員の高齢化に伴う会員数の減少が予想され、捕獲体制の維持のため、捕獲の担い手確保及び組織の若返りが課題となっている。</li> <li>・荒廃農地の増加や里山林の荒廃により捕獲活動が困難になるため、放棄地対策や里山林整備が必要である。</li> <li>・現在、捕獲個体の多くは捕獲従事者が自家消費しているが、今後捕獲数が増加することを見込み、捕獲個体の新たな処理方法、活用方法を検討する必要がある。</li> <li>・被害地域が広範囲に及ぶため、関係者間のより円滑な連絡体制等、効率的な捕獲体制の確立が必要である。</li> <li>・捕獲活動には地域住民の理解や協力が必要不可欠であることから、市と猟友会、自治会との連携をさらに深める必要がある。</li> </ul>

<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<p>①菊川市有害鳥獣被害防止対策事業費補助金の交付 市内の農地に設置する電気柵、金網柵の整備事業に対し、資材費の3分の1以内で5万円を限度に補助金を交付している。</p> <p>②研修会の開催 鳥獣被害対策研修会を開催し、集落診断や、防護柵の設置・管理指導を行っている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 荒廃農地の管理や、有害鳥獣を呼び寄せるおそれのある収穫残渣の適切な処理等の更なる周知が必要である。</li> <li>・ 効果的な防護柵の設置方法や設置後の管理についての指導が必要である。</li> <li>・ 防護柵未設置の農地へ被害が拡大するおそれがあるため、地域ぐるみの被害対策が必要である。</li> </ul>
<p>生息環境管理その他の取組</p>	<p>森の力再生事業等により、被害発生地域の荒廃した広葉樹林の間伐や竹林の伐採を行い、里山の整備を促進することで、有害鳥獣の身を隠す場所が少ない環境をつくり、集落への出没の抑制を図った。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 荒廃農地の管理や、有害鳥獣を呼び寄せるおそれのある収穫残渣の適切な処理等の更なる周知が必要である。</li> </ul>

## (5) 今後の取組方針

### 1 鳥獣を寄せ付けない環境づくり

- ・有害鳥獣を呼び寄せるおそれのある収穫残渣や放任果樹の除去、里山の整備、荒廃農地の適切な管理方法等について指導を行う。
- ・農協等と連携し、効果的な防護柵の設置方法や設置後の管理方法等についての指導を行う。
- ・防護柵の設置、点検、修繕へ多面的機能支払交付金が活用できることを周知し、より多くの農地での健全な防護柵の設置を推進する。

### 2 捕獲の推進

- ・猟友会と連携し、農作物等に被害を与えている鳥獣の捕獲を行う。
- ・狩猟免許所持者の高齢化及び減少の課題に対し、狩猟免許取得希望者への免許取得に係る費用の助成をしており、今後も継続して行い、捕獲の担い手の確保を図る。
- ・狩猟免許所持者のフォローアップとして、猟友会と連携して安全捕獲講習会や捕獲技術研修会を開催する。
- ・他の猟具と比較して安全性の高い箱わなの普及を進めるとともに、安全な捕獲方法についての研修会を開催し、捕獲数の増加と捕獲活動中の事故の防止を図る。

### 3 その他

- ・捕獲個体の利活用については、今後捕獲頭数の増加や捕獲従事者の高齢化が予測されることから、捕獲従事者の処理負担軽減のため、専門家等と連携して捕獲個体の有効利用について検討する。
- ・鳥獣による農作物被害の現状を把握し、今後の対策につなげるため、年に一度市内農業者を対象に被害状況アンケートを実施する。

## 3 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

イノシシの被害防止目的の捕獲については、小笠猟友会菊川支部が実施している。  
ハクビシン、カラスについては、被害の発生状況により必要に応じて猟友会又は防除業者等による捕獲を実施する。

さらに、市民からの鳥獣被害通報等の状況に応じて、鳥獣被害対策実施隊による被害防止目的の捕獲の実施をする。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度 ～ 令和8年度	イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> <li>鳥獣被害防止総合対策交付金の推進事業を活用して箱わなを導入し、被害防止目的の捕獲従事者へ貸与することで、捕獲頭数の増加を図る。</li> <li>市民からの目撃時期や場所等の情報を集約し、猟友会へ情報提供することで効率的な捕獲を図る。</li> <li>狩猟免許取得に係る予備講習会及び試験の周知や、免許取得希望者への免許取得に係る経費の助成、免許所持者対象の講習会の開催等により、捕獲従事者の育成と確保を図る。</li> </ul>
	ハクビシン カラス	<ul style="list-style-type: none"> <li>狩猟免許取得に係る予備講習会及び試験の周知や、免許取得希望者への免許取得に係る経費の助成、免許所持者対象の講習会の開催等により、捕獲従事者の育成と確保を図る。</li> </ul>

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方											
静岡県第13次鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）（第3期）に基づき、適正な捕獲を実施する。											
捕獲実績 <span style="float: right;">（単位：頭又は羽）</span>											
対象鳥獣	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
イノシシ	35	25	62	52	73	142	116	142	125	95	169
ハクビシン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
カラス	0	0	0	0	0	55	19	0	0	0	0
<p>イノシシについては、目撃情報が寄せられる地域が年々拡大し、被害も多発していることから、生息数が増加しているものと考えられる。また、鳥獣被害防止総合対策交付金の推進事業を活用した捕獲機材の導入及び貸与や、狩猟免許所持者対象の講習会等の開催等の対策により、捕獲数は年々増加傾向にある。捕獲数の増加に伴い、被害も減少傾向にあるため、今後も引き続き捕獲を推進していく。令和2年度、令和3年度はCSFの影響を受け捕獲数が大幅に減少したが、令和4年1月以降捕獲数が急増していることを踏まえ、令和6年度の捕獲計画数は180頭、その後毎年10頭増とする。</p> <p>また、ハクビシン、カラスについては、被害の発生状況により必要に応じて捕獲を実施する。</p>											

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	180	190	200
ハクビシン カラス	被害の発生状況により必要に応じて捕獲を実施する。		

捕獲等の取組内容
<p>イノシシについては、基本的にわなによる捕獲を実施する。ただし、銃使用の安全が確保できる場所では、銃器を使用した捕獲を実施することも可とする。実施時期については、原則として年間を通して被害防止目的の捕獲を実施する。なお、狩猟期間については適切な期間で許可し、事故が生じることのないよう許可を受けた者への指導を行う。狩猟期間の前後15日間については必要に応じて許可するが、止むを得ない場合を除き捕獲は控え、狩猟との誤認の防止に努めるよう指導する。実施場所については、被害の発生状況や鳥獣の行動範囲、地域住民からの要望を踏まえて必要な範囲とする。</p> <p>ハクビシン、カラスについては、箱わなによる捕獲を実施する。実施時期及び場所については、被害の発生状況に合わせて実施する。なお、狩猟期間及びその前後15日間における被害防止目的の捕獲許可については、適切な期間で許可する。ハクビシンについては被害が発生しているが、被害防除面からの対策を強化することとし、本計画では捕獲計画数は設定しない。</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
ライフル銃による捕獲は実施しない。

#### (4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
菊川市内全域	権限委譲済み



#### 4 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

##### (1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	市単独事業にて、防護柵設置の資材費に対して補助金を交付する。		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ ハクビシン	予算 658千円	予算 658千円	予算 658千円

##### (2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度 ～ 令和8年度	イノシシ ハクビシン カラス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門家による、鳥獣を寄せ付けない環境づくりの指導（収穫残渣の除去、里山の整備、荒廃農地等の適切な管理方法の指導等）を行う。</li> <li>・農協等と連携し、適切な防護柵の設置方法及び設置後の管理方法の指導を行う。</li> <li>・森の力再生事業を活用し、里山整備による生息環境管理を行う。</li> <li>・農業従事者に対するアンケート調査により、被害実態を把握する。</li> </ul>

#### 5 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

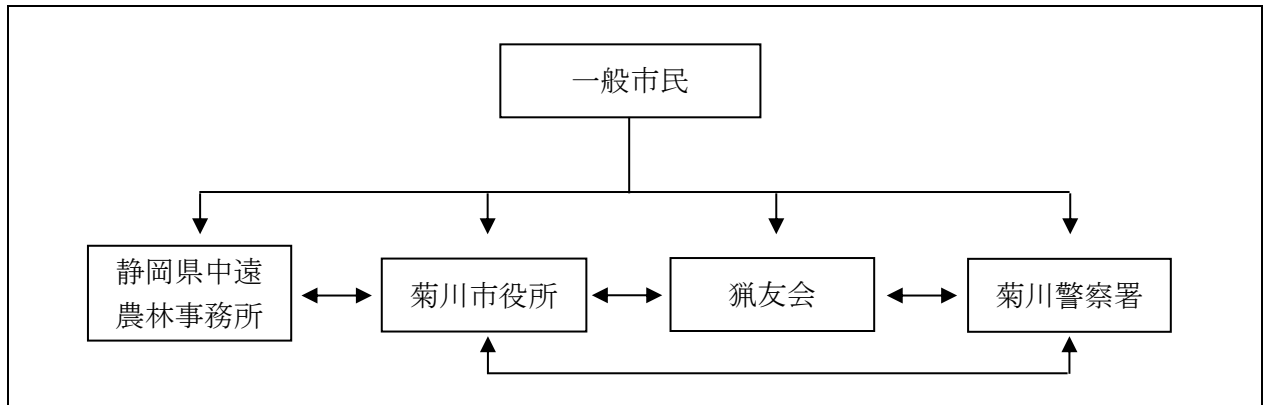
年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度 ～ 令和8年度	イノシシ ハクビシン カラス	森の力再生事業等により、被害発生地域の荒廃した広葉樹林の間伐や竹林の伐採を行い、里山の整備を促進することで、有害鳥獣の身を隠す場所が少ない環境をつくり、集落への出没の抑制を図る。

6 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
菊川市役所	県及び猟友会、警察と連携した対応を図る。必要に応じて同報無線により市民へ周知する。
静岡県中遠農林事務所	市と連携した対応を図る。
小笠猟友会菊川支部	市と連携した対応を図る。
菊川警察署生活安全課	市と連携した対応を図る。

(2) 緊急時の連絡体制



7 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲後の鳥獣の処理については、埋設又は焼却処分を基本とし、自己責任において自家消費も可とする。イノシシについては自家消費による食肉利用を推進している。  
 また、捕獲の担い手の減少や高齢化等により、捕獲後の鳥獣の処分にかかる負担が課題となっている。専門家と連携し、鳥獣肉の利活用を検討することで捕獲者の負担軽減並びに地域の活性化を図る。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	イノシシについては自家消費による食肉利用を推進している。食肉処理施設については、捕獲頭数は増加しているが、食肉として安定供給できるほど多くないため、現時点では設置予定はない。今後関係団体と連携して、捕獲個体の流通ルートや食肉利用のための捕獲方法等について調査・検討していく。
----	---

ペットフード	イノシシについては自家消費による食肉利用を推進している。食肉処理施設については、捕獲頭数は増加しているが、食肉として安定供給できるほど多くないため、現時点では設置予定はない。今後関係団体と連携して、捕獲個体の流通ルートや食肉利用のための捕獲方法等について調査・検討していく。
皮革	捕獲頭数は増加傾向にあるが、加工品として安定供給できるほど多くないため、現時点では活用の検討をしていない。今後関係団体と連携して、捕獲個体の流通ルートや有効利用方法等について調査・検討していく。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	捕獲頭数は増加傾向にあるが、加工品として安定供給できるほど多くないため、現時点では活用の検討をしていない。今後関係団体と連携して、捕獲個体の流通ルートや有効利用方法等について調査・検討していく。

## (2) 処理加工施設の実施体制に関する事項

イノシシについては自家消費による食肉利用を推進している。食肉処理施設については、捕獲頭数は増加しているが、食肉として安定供給できるほど多くないため、現時点では設置予定はない。今後関係団体と連携して、捕獲個体の流通ルートや食肉利用のための捕獲方法等について調査・検討していく。

## (3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

猟友会員の高齢化に伴い、捕獲従事者の育成、確保が課題となっており、併せて、有効利用のための人材育成を考えていく必要がある。

# 9 被害防止施策の実施体制に関する事項

## (1) 協議会に関する事項

協議会の名称	菊川市有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
菊川市役所	協議会の運営、提言
静岡県中遠農林事務所	被害防止と捕獲に関する助言、指導
遠州夢咲農業協同組合	被害防止に関する助言、指導、情報提供
小笠猟友会菊川支部	捕獲に関する助言、指導
河城地区有害鳥獣被害対策検討会	被害状況等の情報提供、対策への協力

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
菊川警察署生活安全課	狩猟等に関する助言、指導、情報提供
獣肉処理加工関係者	獣肉処理加工に関する助言、指導、情報提供
鳥獣保護管理員	鳥獣保護に関する助言、指導
菊川市農業委員会	被害状況等の情報提供、対策への協力
自治会	被害状況等の情報提供、対策への協力

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

野生鳥獣による農林水産業等への被害防止施策を効果的に実施するため、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲、被害防止施策に関する勉強会その他講習会の開催、地域住民への鳥獣の被害防止に対する指導助言等を実施する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

被害防止対策への意識啓発のため、被害発生地域の住民を対象とした講演会や研修会等を実施し、鳥獣を寄せ付けない環境づくりについて地域一体での取り組みを進めていく。

10 その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

- ・ 中遠地域鳥獣害対策連絡会と連携し、講演会や情報交換会、研修会等を実施する。
- ・ 被害防止目的の捕獲を実施する際は、事前にその旨を近隣住民へ周知し、事故の発生防止に努めるよう指導する。
- ・ 電気柵の設置や管理にあたっては、電気事業法の遵守の周知を行う。